

川崎市肝炎ウイルス検査（無料匿名）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、本市における特定感染症検査等事業の一環として、各区の保健所支所（以下「支所」という。）で実施する肝炎ウイルス検査の実施について、必要な事項を定め、ウイルス性肝炎に関する正しい知識を普及し、検査の実施により肝炎ウイルス陽性を早期に発見し、陽性者を早期治療に繋げることでウイルス性肝炎患者の重症化予防を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 肝炎ウイルス検査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本検査の受検を希望する者とする。ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、結果的に受けられなかった者又は再検査の必要性がある者については、この限りではない。

（実施方法）

第3条 肝炎ウイルス検査を希望する者は、予め支所に電話等で申込を行う。

（検査の実施）

第4条 肝炎ウイルス検査の実施は、支所のほか、本市と契約を締結している業者（以下「検査委託業者」という。）に委託して行う。

（検査内容）

第5条 肝炎ウイルス検査の項目は、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査とする。

（1）HBs抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

（2）HCV抗体検査

HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

（3）HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

（予約の受付）

第6条 支所は、検査の予約申込があった場合、肝炎ウイルス無料匿名検査予約票（様式1）に記載する。その際、感染の不安のあった機会から概ね3か月以上経過していることを確認する。

（実施方法）

第7条 支所は、検査を受ける者（以下「受検者」という。）に4枚綴りの肝炎ウイルス検査申込書（匿名用）（様式2）を用いて匿名検査の注意事項等について理解が得られるように説明を行い、必要事項の記入を求め、記載内容を確認する。

2 支所は、個別問診を実施し、必要と認められる受検者に対して肝炎ウイルス検査を実

施する。問診においては、通常の項目に加え、肝炎ウイルス検査についての説明を行い、肝炎ウイルス検査の実施についての受検者の同意を必ず得ることとする。

- 3 採血は、原則として採血管を2本採血する。ただし、B型肝炎ウイルス検査のみを実施する場合は、1本とする。
- 4 支所は、肝炎ウイルス検査申込書（控）（匿名用）（様式2-4）に結果書類等の返却日時を記載し、受検者の控えとして様式2-1と合わせて交付する。
- 5 支所は、肝炎ウイルス検査申込書（匿名用）（様式2-2）を5年間保管する。
（検体等の受渡し）

第8条 支所及び検査委託業者は、検体の受渡しに際して、相互に内容の確認を実施することとする。

（結果の判定）

第9条 検査委託業者は、肝炎ウイルス検査の結果について、次により判定する。なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

（1）HBs抗原検査

凝集法等を用いて、HBs抗原の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定。ただし、HBs抗原検査は、B型肝炎ウイルスの感染の有無を直接判定することが難しい場合があることに留意すること。

（2）HCV抗体検査

ア HCV抗体高力価

検査結果が高力価を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定。（判定理由1）

イ HCV抗体中力価及び低力価

検査結果が中力価及び低力価を示す場合は、HCV核酸増幅検査を行うこと。

ウ 陰性

各検査法でスクリーニングレベル以下を示す場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定。（判定理由4）

（3）HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査で中力価及び低力価とされた場合は、定性的な判断のできる核酸増幅検査を行い、HCV-RNAの検出を行い、検出された場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」（判定理由2）と判定、検出されない場合は、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」（判定理由3）と判定。

（検査結果）

第10条 検査委託業者は、支所に受検者1名につき2通の結果書類を発行する。

（受検者への通知）

第11条 支所は、肝炎ウイルス検査の結果として、結果書類1通を受検者に交付する。

- 2 支所は、結果書類1通支所控えとして5年間保管する。

（指導）

第12条 支所は、HBs抗原検査において、「陽性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された

者については、肝臓専門医療機関での受診を勧奨し、必要な案内を行う。

- 2 支所は、前項の者のうち、本市に居住している者に対しては、本市の陽性者フォローアップ事業について説明し、本人の同意が得られた場合は、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式3）に必要事項の記入を求める。
- 3 支所は、前項において同意が得られた者に対し、神奈川県が実施する肝炎精密検査費用助成等についての案内を行う。
- 4 支所は、第1項の者のうち、本市外に居住している者に対しては、本事業の検査結果及び個人情報について、居住地の保健所へ情報提供することを説明し、本人の同意が得られた場合は、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業情報提供同意書（様式4）に必要事項の記入を求める。
- 5 支所は、HBs抗原検査において、「陰性」と判定された者及びC型肝炎ウイルス検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧奨する。

（検査件数の報告）

第13条 支所は、肝炎ウイルス検査申込書（控）（匿名用）（様式2-3）を添えて、健康福祉局保健医療政策部感染症対策課に報告する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。